

鳥取市建築工事標準書式の取扱いについて

令和 3年 5月
建築住宅課

この度、以下の様式の提出について見直しを行いました。

1. 書類提出の省略

施工計画書・要領書に添付することで、改めての提出を省略できるものとします。

- 電気保安技術者等の通知書
- コンクリート打設計画など
- 各種工法にかかる計画書
- 緊急連絡先報告書
- 技能士等通知書
- 段階確認の予定
- そのほか、監督員との協議により省略が認められたもの

2. メールによる提出と承諾

以下の資料については、メールにて受付、確認後に承諾を返信することとします。

- 月間工程表の提出：月末にメールで一般監督員に提出し、監督員は承諾を返信
※月末に定例会議がある場合はその時に提出可
- 週間工程表の提出：毎週末にメールで3週間工程表を提出し、監督員は承諾を返信
※1週間工程表は提出不要
- 休日・時間外作業願い：やむをえず作業を行う場合、必要事項を週間工程表に明記し、併せて承諾を得れば、改めての提出は省略できるものとします。

以上のことについて、取り扱いを試行することとします。

今後も各関係団体等と意見交換の場を設定し、よりよい工事管理の方法を協議させていただきたいと考えています。